

広島市社会福祉審議会運営規程 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第4条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号。以下「令」という。)</p> <p>第3条第1項に定める審査部会のほか、児童福祉専門分科会に次の各号に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事務を行う。</p> <p>(1) 入所措置等専門部会 児童福祉法(昭和22年法律第164号) _____ _____第27条第6項に規定する措置に関する調査審議等</p> <p>(2) 里親等専門部会 児童福祉法第8条第2項に規定する調査審議並びに同法第33条の15第3項、第46条第4項及び第59条第5項、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第29条、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第13条並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第21条第2項及び第22条第2項に規定する意見具申</p> <p>(3) 教育・保育施設提供体制等検討部会 児童福祉法 _____ _____第34条の15第4項及び第35条第6項、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第31条第2項、第43条第3項及び第61条第7項(特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業(延長保育事業、病児・病後児保育事業及び一時預かり事業に限る。))に関する部分に限る。)並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項に規定する意見具申</p> <p>(4) 地域子ども・子育て支援事業提供体制等検討部会 _____ _____支援法第61条第7項(地域子ども・子育て支援事業(延長保育事業、病児・病後児保育事業及び一時預かり事業を除く。))に関する部分に限る。)に規定する意見具申</p>	<p>第1条～第3条 (現行に同じ)</p> <p>(部会)</p> <p>第4条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号。以下「令」という。)</p> <p>第3条第1項に定める審査部会のほか、児童福祉専門分科会に次の各号に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事務を行う。</p> <p>(1) 入所措置等専門部会 児童福祉法(昭和22年法律第164号) <u>第8条第2項に規定する調査審議及び</u>第27条第6項に規定する措置に関する調査審議等</p> <p>(2) 里親等専門部会 児童福祉法第8条第2項に規定する調査審議並びに同法第33条の15第3項、第46条第4項及び第59条第5項、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第29条、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第13条並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第21条第2項及び第22条第2項に規定する意見具申</p> <p>(3) 教育・保育施設提供体制等検討部会 児童福祉法<u>第8条第2項に規定する調査審議、</u>第34条の15第4項及び第35条第6項、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第31条第2項、第43条第3項及び第61条第7項(特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業(延長保育事業、病児・病後児保育事業及び一時預かり事業に限る。))に関する部分に限る。)並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項に規定する意見具申</p> <p>(4) 地域子ども・子育て支援事業提供体制等検討部会 <u>児童福祉法第8条第2項に規定する調査審議及び</u>支援法第61条第7項(地域子ども・子育て支援事業(延長保育事業、病児・病後児保育事業及び一時預かり事業を除く。))に関する部分に限る。)に規定する意見具申</p>

現 行											改 正 後																																																																																																																						
2～5 (略)											2～5 (現行に同じ)																																																																																																																						
第5条～第6条 (略)											第5条～第6条 (現行に同じ)																																																																																																																						
_____											<u>(専門分科会に対する委任規定)</u>																																																																																																																						
_____											第7条 この運営規程に定めるもののほか、専門分科会及び部会の運営に関し必要な事項は、専門分科会が定める。ただし、第5条で定める専決事項の追加、変更に関する事項を除く。																																																																																																																						
_____											_____																																																																																																																						
附 則 (略)											附 則 (現行に同じ)																																																																																																																						
_____											附 則																																																																																																																						
_____											この規程は、令和4年5月 日 から施行する。																																																																																																																						
別表 審議会における審議事項並びに専門分科会及び部会における専決事項について											別表 審議会における審議事項並びに専門分科会及び部会における専決事項について																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>審議会</th> <th>民生委員審査専門分科会</th> <th>障害福祉専門分科会</th> <th>審査部会</th> <th>児童福祉専門分科会</th> <th>入措専門分科会</th> <th>里等専門分科会</th> <th>親等専門分科会</th> <th>教育・施設提供等検討部会</th> <th>地域子ども支援提供等検討部会</th> <th>高齢福祉専門分科会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>児童福祉法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>											区 分	審議会	民生委員審査専門分科会	障害福祉専門分科会	審査部会	児童福祉専門分科会	入措専門分科会	里等専門分科会	親等専門分科会	教育・施設提供等検討部会	地域子ども支援提供等検討部会	高齢福祉専門分科会	(略)												児童福祉法					-	-	-	-	-	-		(略)												<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>審議会</th> <th>民生委員審査専門分科会</th> <th>障害福祉専門分科会</th> <th>審査部会</th> <th>児童福祉専門分科会</th> <th>入措専門分科会</th> <th>里等専門分科会</th> <th>親等専門分科会</th> <th>教育・施設提供等検討部会</th> <th>地域子ども支援提供等検討部会</th> <th>高齢福祉専門分科会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">(現行に同じ)</td> </tr> <tr> <td>児童福祉法</td> <td>児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項についての調査審議</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>知的障害者及び心身障害児の福祉の部分</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">(現行に同じ)</td> </tr> </tbody> </table>											区 分	審議会	民生委員審査専門分科会	障害福祉専門分科会	審査部会	児童福祉専門分科会	入措専門分科会	里等専門分科会	親等専門分科会	教育・施設提供等検討部会	地域子ども支援提供等検討部会	高齢福祉専門分科会	(現行に同じ)												児童福祉法	児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項についての調査審議				●	●	●	●	●	●			知的障害者及び心身障害児の福祉の部分		●									(現行に同じ)											
区 分	審議会	民生委員審査専門分科会	障害福祉専門分科会	審査部会	児童福祉専門分科会	入措専門分科会	里等専門分科会	親等専門分科会	教育・施設提供等検討部会	地域子ども支援提供等検討部会	高齢福祉専門分科会																																																																																																																						
(略)																																																																																																																																	
児童福祉法					-	-	-	-	-	-																																																																																																																							
(略)																																																																																																																																	
区 分	審議会	民生委員審査専門分科会	障害福祉専門分科会	審査部会	児童福祉専門分科会	入措専門分科会	里等専門分科会	親等専門分科会	教育・施設提供等検討部会	地域子ども支援提供等検討部会	高齢福祉専門分科会																																																																																																																						
(現行に同じ)																																																																																																																																	
児童福祉法	児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項についての調査審議				●	●	●	●	●	●																																																																																																																							
	知的障害者及び心身障害児の福祉の部分		●																																																																																																																														
(現行に同じ)																																																																																																																																	